クスリのアオキ綾歌店（№1556）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定による届出があったので、同条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月12日　香川県知事　池田　豊人

１　届出の概要

<table>
<tr><td colspan="2">届出者の氏名又は名称及び住所</td><td>名　称　株式会社クスリのアオキ
住　所　石川県白山市松本町2512番地
代表者　青木　宏憲</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模小売店舗の名称及び所在地</td><td>名　称　クスリのアオキ綾歌店
所在地　丸亀市綾歌町岡田東字大縄1715番地１　外</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</td><td>名　称　株式会社クスリのアオキ
住　所　石川県白山市松本町2512番地
代表者　青木　宏憲</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模小売店舗の新設をする日</td><td>令和９年７月７日</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模小売店舗内の店舗面積の合計</td><td>1,256㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</td><td>駐車場の位置及び収容台数</td><td>位　　置　図面３建物配置図　参照
収容台数　50台</td></tr>
<tr><td>駐輪場の位置及び収容台数</td><td>位　　置　図面３建物配置図　参照
収容台数　20台</td></tr>
<tr><td>荷さばき施設の位置及び面積</td><td>位　　置　図面３建物配置図　参照
面　　積　55.8㎡</td></tr>
<tr><td>廃棄物等の保管施設の位置及び容量</td><td>位　　置　図面３建物配置図　参照
容　　量　8.64㎥</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</td><td>大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</td><td><table><tr><th>名称</th><th>開店時刻</th><th>閉店時刻</th></tr><tr><td>株式会社クスリのアオキ</td><td>午前９時00分</td><td>午前０時00分</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>来客が駐車場を利用することができる時間帯</td><td>午前８時30分から午前０時30分まで</td></tr>
<tr><td>駐車場の自動車の出入口の数及び位置</td><td>位　置　図面３建物配置図　参照
箇所数　２箇所</td></tr>
<tr><td>荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</td><td>午前６時00分から午後10時00分</td></tr>
</table>

２　届出年月日　　令和８年11月６日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所：　香川県商工労働部経営支援課　及び　丸亀市産業生活部産業観光課

縦覧期間：　令和８年11月12日から令和９年３月12日まで

４　意見書の提出

法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和９年３月12日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

ウ　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ　意見の内容

提出先

〒760-8570　高松市番町四丁目１番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ